

## 中国＜出口管制法＞草案…資源保護目的規制論を考える

第一輸出管理事務所 米満啓

### 1. はじめに

昨年7月に CISTEC が提出したパブリックコメントに続き、12月1日に我が国産業界8団体\*から(追加)意見書が提出されました。( [http://www.cistec.or.jp/service/china\\_law/171201-01-j.pdf](http://www.cistec.or.jp/service/china_law/171201-01-j.pdf) )

この＜意見書＞には我が国企業の輸出管理に関する記述と、直接の関係が希薄な部分があります。1月10日の本欄( <http://www.1st-xcont.com/8PartiesOpinionMystery.pdf> )では、前者についての私の感想を記しました。

今回とりあげる資源保護目的規制反対論(☞原文は [こちら](#) )がもっぱら懸念しているのはレアアース輸出規制の復活でしょう。これは我が国企業にとっては輸入マターにつき、当事務所の専門外ではあります。しかし世間の注目を集めている問題なので、私も思うところを述べてみたいと思います。

\* 「8団体」の内訳

安全保障貿易情報センター(CISTEC)、日本機械輸出組合(JMC)、日本貿易会(JFTC)、電子情報技術産業協会(JEITA)、ビジネス機械・情報システム産業協会(JBMIA)、日本化学品輸出入協会(JCEIA) …以上6団体が発信者  
日本経済団体連合会 日本商工会議所…経団連と商工会議所の2つは「賛同団体」

### 2. 資源保護目的規制反対論の説得力

結論から言うと、私は＜意見書＞が展開した反対論に説得力を感じませんでした。理由は3つあります。

#### 【理由1】彼らは「やる気」でいる

中国側には2014年のWTO敗訴のリベンジという気持ちがあるようです。(気分としては明治期の日本における関税自主権回復運動に近い印象を私は感じましたが) ともあれ向こうは「やる気」で来ているわけです。

それなのに、「レアアースの資源保護は、安全保障輸出管理の範疇外ですよ」と指摘したからといって「それはまずかった。やめます」という展開になるものでしょうか?

#### 【理由2】彼らの頭では安全保障と一体化している

CAITEC(国際貿易経済合作研究院)程慧博士は「我が国における優勢的戦略鉱物資源の輸出管理の展望」という論考で、レアアースの輸出管理は中国の国防に必要な物資の確保と同時に、対立国の軍備増強を防ぐ効果さらには武器不拡散の効果もあると述べています。(『中国経貿導刊』2013年7月上号) この論考中で明示はされていませんが、鄧小平南巡講話(「中東に石油あらば、中国には稀土あり」)にもあるように、かの国ではレアアースに石油と同じ存在意義を感じているように思われます。つまり(OPECがかつてやったように)「外交カード」として使うことや「外貨稼ぎ」のような経済的意義も、国力・国益を通じて安全保障につながると考えているように私は感ずるわけです。

また「戦略鉱物資源」という言葉からも、彼らがそれを「戦略物資」ととらえているのは明らかでしょう。そして「戦略物資」といえば、すぐに連想されるのはココム。西側諸国はかつて中国に対して「戦略物資」の輸出規制をやっていたのに、中国が同じことをして何がいけないのか？ そういう声が聞こえてきそうです。

勿論安全保障マターと見るのが妥当かどうかは議論の余地あるところですが、「それは安全保障外だよ」と説いただけでは「いいえ私はそうは思いません」の水掛け論になってしまいます。（但し最近米国が発動をほのめかしてきた鉄鋼輸入制限のなりゆきによっては、本件で中国側が「安全保障名分を振り回すのはイカンねえ」と折れる可能性もないとは言いきれません。…外国製品との競争による国内金属産業弱体化を「安全保障上の問題」と米国政府が称えるのに対し、中国は「名分としての安全保障の濫用だ」と反発しているらしいですから。 2月17日付『毎日』）

### 【理由3】「平和と安全」だけが輸出管理ではない

<意見書>は、「国家の安全」「国際的義務」以外の要素は「平和と安全を目的とする輸出管理制度においては、異質」（☞[下線部 A](#)）と批判しています。また「稀少資源保護」は、「安全保障輸出管理制度上の対象物資としては、他に例がありません」（☞[下線部 C](#)）とも。そしてそういう「異質な規制」はWTOに代表される国際ルール違反だと抗議しています。

でも「安全保障だけが輸出管理」でしょうか？

もちろん違います。現に我が国でも外為法48条3項には「前2項（註；安全保障目的の輸出管理）に定めるほか」の規制が述べられています。それに基づき、資源管理を目的に輸出令別表第2では33項で「うなぎ稚魚」が規制されています。

米国商務省にも Short Supply（略号 SS）を理由とする輸出規制があります。（規制リスト=CCLでは「規制理由；SS」と表示されます） 米国ではそのほか、エネルギー省で天然ガス（たとえばシェールガス）の輸出規制を行っているようです。（<http://diamond.jp/articles/-/36184>）天然ガスについては、豪州も昨年4月にADG SM制度を成立させ輸出規制を決定したと聞いています。（<https://www.nikkei.com/article/DGXLASGM27HA2 X20C17A4FF2000/>）

では日本や米国・豪州は「異質な国」なのでしょうか？

おそらくそうではないでしょう。（<意見書>に携わった方々も同感でないでしょうか？） したがって私は「平和と安全」以外の輸出管理だというだけで自動的に✖と決めつけるのは行き過ぎだと思います。そして「平和と安全」以外が目的であることのみを以て批判するのは適切に思えません。[下線部 C](#)のように詰ったところで、何の意味もないのではないのでしょうか？

### 3. 規制リストこそが問題

では私たちが主張できることは何もないのか？ 勿論そんなことはありません。結びとしてそれに触れることにします。

前記程慧博士は、「優勢的戦略鉱物資源は両用品目の管理範囲に属する」と述べています。その背後には「優勢的戦略鉱物資源が様々な武器に広く応用されている」という正論があります。

(JOGMEC 村松秀浩氏も「レアアース政策を担う米連邦政府機関：①エネルギー省 (DOE)、②国防総省(DOD)」と述べていますから、「武器への応用」は事実であり正論でもありましょう)

但しこの「正論」、私には単なる「建前」に近いように思えます。つまり「資源保護 (売り惜しみ?) が本音なのだが、耳当たりの好い武器不拡散を口実にしている」ように感じられるのです。なぜなら中国は元々低価格路線で市場シェアを拡大し、外国の競合相手を駆逐してきたと言われています。その過程では口にしなかった武器不拡散を、シェアを確立した今になって主張するのは筋が通らないのではないのでしょうか？

にもかかわらずデュアルユース品ということの名目に規制を行うということに、私は疑問を感じるので。

仮に日本が「資源保護」の目的で輸出規制を行うとしたら、その品目は (うなぎ稚魚と同様) 安全保障外の規制品目用リストである輸出令別表第2に載せることでしょうか。米国の場合も規制理由として SS (Short Supply) を明示するでしょう。

**安全保障外で規制をするならするで、堂々とやればよい。「武器不拡散のふり」をして安全保障の規制を装うのは筋違いだと思います。**

もともと日米欧の側でも「安全保障外の規制は一切ダメ」の一点張りではみのりある対話ができないでしょう。(先方も意地になって「これは安全保障マターです」と言い張りそうです)

ともあれ今回の<出口管制法>草案について、レアアース貿易への濫用を懸念するのであれば、論点を「安全保障マターを装う規制リスト」の是非に集中するのが本筋であろうと私は思います。

両用品目とは別の規制リスト使用を求めるのは、安全保障外の規制を前提としての議論になるので、作戦的に微妙な面はあるでしょう。「安全保障の規制しか認めん」の方が、ディベートのテクニックとしては有効かつ楽と思いますが、それを使わないのですから) しかし「安全保障外の規制だからダメ」の一点張りでは、仮にその場の議論に勝っても「西側ルールを押し付けられた」と遺恨を残す可能性が高いのではないのでしょうか？ (ベルサイユ条約やロンドン軍縮会議のように?)

そうはいつでも、ネゴ相手としてのかの国のしぶとさを思うと、私だってため息が出ます。矢面に立たれる方々の労苦に敬意を表します。

< 8 団体意見書 > 抜粋

<p>4. 産業振興、通商政策的要素の再検討          ーWTO に即した制度・運用の必要性</p> <p>(1) 「平和と安全」以外の考慮要素としての「国際競争力」「国際市場への供給」等や、「対等原則」</p> <p>(A) <u>安全保障輸出管理においては、あくまで国際的及び自国の平和と安全の確保が目的であり、そのような共通の目的に立って、各国は国際輸出管理レジームに即した制度を整備しています。他方、草案では、規制リストの制定においては、「国家の安全」「国際的義務」以外に、「貿易や産業の競争力」「国際市場における供給」「技術の発展」に対する影響等を考慮すべき旨が規定されています。それらの要素は、多分に産業振興や通商政策上の要素だと感じられ、平和と安全を目的とする輸出管理制度においては、異質な要素だと思われます。(B) なお、「国際市場における供給」が、いわゆる” Foreign Availability ” (=世界のどこでも容易に入手可能となっているものについては、規制の意味がないので規制対象からははずすとの原則) を意味しているのであれば、その旨が明確にされることを要望します。それらの要素を目的とする輸出規制であれば、WTO 等の別途の通商等に関する国際ルールとの関係が生じると思われます。</u></p> <p>また、中国に差別的な輸出規制を行った国に対して相応の措置を取ることを定める「対等原則」についても、紛争処理手続きに基づいて解決されるべき国際ルールとの関係で問題が生じるものと思われます。</p> <p>(2) 「重要戦略稀少物資の保護」</p> <p>起草説明において、立法の必要性として指摘されている中で、国家の安全確保、調査権限の強化、国際的義務の履行、国際協力の強化等の点は、輸出管理制度の整備の上で十分理解でき、また歓迎するものです。しかしながら、(C) <u>「重要戦略稀少物資の保護」については、安全保障輸出管理制度上の対象物資としては、他に例がありませんし、検討過程における CAITEC の研究報告においても、国際訴訟問題への対処として、(安全保障) 輸出管理規制における稀少鉱物資源織り込みの必要性」が述べられています。このような点を踏まえれば、WTO による通商上のルールとの関係でも問題を惹起するのではないかと考えられますので、政府ベースでの慎重な協議をお願い致します。</u></p>
---

追記；「国際市場における供給」(下線部 B) について、私は< 百度百科 >の次の記述の延長線上で理解できるのではないかと考えました。

<p>(5) 本国在国际市场上占主导地位的重要商品和出口额大的商品。对于一些出口商品单一、出口市场集中，且该商品的市场价格容易出现波动的发展中国家来讲，对这类商品的出口管制，目的是为了稳定国际市场价格，保证正常的经济收入。比如，欧佩克(OPEC)对成员国的石油产量和出口量进行控制，以稳定石油价格。(「管制商品」の解説より)</p> <p>拙訳；我が国が国際市場で主導的な地位を占めている重要商品と輸出額の大きな商品。その商品への依存度が高く、輸出市場が集中してその市場価格が変動しやすい(註；ここはかなり意識しています) 発展途上国の立場からいうと、国際市場価格を安定化させ正常な経済収入を保証することが輸出規制の目的となる。</p> <p>例えば OPEC は加盟国の石油産出量・輸出量に対しコントロールを行っている。</p>
---

もしそうであれば、下線部 B のいう「Foreign Availability があるなら規制は無意味」は「それがあると価格支配が困難だから規制は無意味」を指すので、却って皮肉な結果(やっぱりレアアース規制で価格支配を狙っちゃえ!) になりそうです。はたして正解は？